

新潟市動物愛護推進員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市動物愛護推進員設置要綱第3条の規定に基づき市長が委嘱する新潟市動物愛護推進員（以下「推進員」という。）を公募するにあたって必要な事項を定める。

(公募定数)

第2条 公募定数は市民8名とする。

(応募資格)

第3条 公募により応募できる者は、次に掲げる事項全てに該当する者とする。

- 一 新潟市内に在住し20歳以上である者
- 二 犬、猫等の動物愛護と適正飼育等の推進に熱意と識見を有する者
- 三 動物愛護に関する市の施策に積極的に協力できる者
- 四 動物愛護推進活動に関して氏名等の公表が可能な者
- 五 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）及び新潟市動物の愛護及び管理に関する条例（平成25年新潟市条例第6号）の規定を遵守している者

(応募方法)

第4条 応募者は、応募書類に必要事項を記入の上、持参もしくは郵送により応募するものとする。

(選考)

第5条 応募者の選考については、新潟市動物愛護推進協議会で応募書類等により審査するものとする。

附 則

この要領は平成18年8月3日より施行する。

附 則

この要領は平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は平成20年5月1日より施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日より施行する。